

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

周南市道路占用料徴収条例（平成15年周南市条例第221号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

占用物件		単位	占用料
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱	1本につき1 年	円 1,000
	第2種電柱		1,600
	第3種電柱		2,200
	第1種電話柱		930
	第2種電話柱		1,500
	第3種電話柱		2,100
	その他の柱類		72
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ1メー トルにつき1年	10
	地下電線その他地下 に設ける線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1	700

		年	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	480
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,400
	郵便差出箱		600
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,400
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400
法第 32 条 第 1 項第 2 号に掲 げる物件	外径が 0.1 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	48
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		72
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		95
	外径が 0.2 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		190
	外径が 0.4 メートル以上 1 メートル未満のもの		480
	外径が 1 メートル以		950

	上のもの			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	1,400
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.003を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.006を乗じて得た額
	上空に設ける通路			2,900
	地下に設ける通路			1,500
	その他のもの			1,400
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。この表において「令」とい	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400
	標識		1本につき1年	1,100

う。) 第 7 条第 1 号に掲げ る物件	旗ざお	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	1 本につき 1 日	44
		その他のもの	1 本につき 1 月	440
	幕（令 第 7 条 第 2 号 に掲げ る工事 用施設 である ものを 除 く。）	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	その面積 1 平 方メートルに つき 1 日	44
		その他のもの	その面積 1 平 方メートルに つき 1 月	440
	アーチ	車道を横断す るもの	1 基につき 1 月	4, 400
その他のもの		2, 200		
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用 施設及び同条第 3 号に掲げる工 事用材料		占有面積 1 平 方メートルに つき 1 月	440	
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建 築物及び同条第 5 号に掲げる施 設			140	
令第 7 条 第 6 号に 掲げる施 設並びに	建築物	階数が 1 のも の	占有面積 1 平 方メートルに つき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た 額
		階数が 2 のも の		A に 0.009 を乗じて得た 額

同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.018を乗じて得た額	

を

「

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲	第1種電柱	1本につき1年	360
	第2種電柱		550
	第3種電柱		740

げる工作物	第1種電話柱		320
	第2種電話柱		510
	第3種電話柱		700
	その他の柱類		32
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下に設ける電線その他の線類		2
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	640
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	640
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190
	外径が1メートル以上のもの		380
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルに	640
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	つき1年 Aに0.004を乗じて得た額 Aに0.007を乗じて得た額 Aに0.008を乗じて得た額 530
		階数が2のもの	
		階数が3以上のもの	
	上空に設ける通路		

	地下に設ける通路			320
	その他のもの			640
法第32条 第1項第 6号に掲 げる施設	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの		占用面積1平 方メートルに つき1日	11
	その他のもの		占用面積1平 方メートルに つき1月	110
道路法施 行令（昭 和27年政 令第479 号。この 表におい て「令」 と いう。）第 7条第1 号に掲げ る物件	看板 （アー チであ るもの を除 く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平 方メートルに つき1月	110
		その他のもの	表示面積1平 方メートルに つき1年	1,100
	標識		1本につき1 年	510
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	1本につき1 日	11
		その他のもの	1本につき1 月	110
	幕（令 第7条 第4号 に掲げ る工事 用施設 である	祭礼、縁日そ の他の催しに 際し、一時的 に設けるもの	その面積1平 方メートルに つき1日	11
		その他のもの	その面積1平 方メートルに つき1月	110

	ものを除く。)			
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,100
		その他のもの		530
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	640
令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	110
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				64
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.017を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自	建築物			Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額

動車駐車場			
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの		Aに0.017を乗じて得た額 Aに0.02を乗じて得た額 Aに0.028を乗じて得た額

」

に改め、同表備考5中「休憩所、給油所又は自動車修理所」を「施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設」に改め、同表備考7を次のように改める。

7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1年未満であるとき又はその期間等に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。

別表備考7の次に次のように加える。

8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1月未満であるとき又はその期間等に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の周南市道路占用料徴収条例の規定は、同日以後の道路に係る占用について適用し、同日前の占用については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市道路占用料徴収条例新旧対照表

現 行				改 正 案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 1,000	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	360
	第2種電柱		1,600	第2種電柱	550		
	第3種電柱		2,200	第3種電柱	740		
	第1種電話柱		930	第1種電話柱	320		
	第2種電話柱		1,500	第2種電話柱	510		
	第3種電話柱		2,100	第3種電話柱	700		
	その他の柱類		72	その他の柱類	32		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	10	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下電線その他地下に設ける線類	5		地下に設ける電線その他の線類	2		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700	路上に設ける変圧器	1個につき1年	310	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	480	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	190	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	640	
				郵便差出箱及び信書		270	

現行				改正案			
	郵便差出箱		600		便差出箱		
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	4,400		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	640
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	48	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	13
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57
	外径が1メートル以上のもの		950		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76
	法第32条第1項第3号及び第4号		占用面積 1 平方メートル		1,400		

現行				改正案						
に掲げる施設 法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.003を乗じて得た額	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	130	190			
		階数が2のもの						Aに0.005を乗じて得た額	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	380
		階数が3以上のもの						Aに0.006を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			2,900	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	640	Aに0.004を乗じて得た額		
	地下に設ける通路			1,500						
	その他のもの			1,400						
	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	44	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	440	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額					
道路法施行令（昭和27年政令第479号。この表において	看板（ア）チであるもの	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	440		法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	4,400	その他のもの					

現行				改正案				
「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	の を除く。		つき1年					
	標識		1本につき1年		1,100			
	旗 ざ お	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		44			
		その他のもの	1本につき1月		440			
	幕 (令第7条第2号に掲げる工事用施設であるもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		44			
その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月		440				
道路法施行令(昭和27年政令第479号。この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アチであるものを除く。)	一時的に設けるもの				つき1月	110	
	その他のもの				1,100	表示面積1平方メートルにつき1月		
	標識		1本につき1年		510			
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日		11			
		その他のもの	1本につき1月		110			
幕 (令第7条第4号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日		11				

現行				改正案			
	を 除 く。)						110
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月				
		その他のもの					
令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月				440
令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設							140
令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建 築 物	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額			
		階数が2のもの		Aに0.009を乗じて得た額			
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額			
		階数が4以上のもの		Aに0.013を乗じて得た額			
		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
令第7条第8号に掲げる	上 空、	階数が1のもの		Aに0.006を乗じて得た額			
	に 掲 げ る 工 事 用 施 設 で あ る も の を 除 く。)	その他のもの					
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月				1,100
		その他のもの					530
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年				640
令第7条第3号に掲げる施設						Aに0.028を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月				110
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設							64
令第7条第8号に掲げる	トンネルの上又は高架の道路の路面下に		占用面積1平方メートルにつき1月			Aに0.017を乗じて得た額	

現行				改正案			
る休憩所、給油所及び自動車修理所	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.009を乗じて得た額	る施設	設けるもの	つき1年	
		階数が3のもの	Aに0.011を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
		階数が4以上のもの	Aに0.013を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.018を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設		建築物		Aに0.017を乗じて得た額
					その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
				令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
					その他のもの		Aに0.012を乗じて得た額
				令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
					上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
					その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
				令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028を乗じて得た額
				令第7条第	トンネルの上又は自		Aに0.017を乗じて得た

現行	改正案			
<p>備考</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる<u>休憩所、給油所又は自動車修理所</u>について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1年未満であるとき、又はその期間等に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1月未満であるとき、又はその期間等に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。</p>	13号に掲げる施設	自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	
	備考			
	1～4 (略)			
	5 Aは、近傍類似の土地（令第7条第8号に掲げる <u>施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設</u> について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。			
	6 (略)			
	7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が1年未満であるとき又はその期間等に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。			

現行	改正案
	8 占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間等が1月未満であるとき又はその期間等に1月未満の端数があるときは1月として計算する。